

2. 資源循環戦略の動向

2.1. はじめに

我が国のみならず、世界各国において持続可能な社会を目指し、循環型社会構築のために、従来の「廃棄物処理」から「資源循環」に重点がおかれ、廃棄物の発生抑制・リサイクル、持続可能な資源の利用等に関する取組みが行われ始めている。各国あるいは各地域ごとに鉱物資源事情、廃棄物処理処分にかかる状況は異なるため、戦略上のアプローチは様々であると考えられる。本章では諸外国における持続可能な経済発展に向けた資源循環戦略策定の動向や今後の見通しについて検討を行った。

2.2. 欧州委員会

2.2.1. 政策及び戦略

EU が首尾一貫した廃棄物政策の策定を始めたのは 1970 年代に入ってからである。当初は、EU が枠組みを制定し、廃棄物は地域レベルで対応されるものと広く認識されていた。この傾向は、廃棄物管理及び資源利用についての最小限の枠組みを策定した 1975 年の「廃棄物枠組み指令 (Waste Framework Directive, WFD)」の中で強調されている。「廃棄物枠組み指令」を背景に、EU 加盟諸国は廃棄物及び資源循環戦略の重要性を認識し、国内戦略を公表した。

しかし、現在では、1970 年代の国内戦略が複雑なあまり、主要問題に取り組むことができなかったことが、広く知られている。これらの法規はまた、1970 年代後半に出現した廃棄物取引の拡大についても効果的に対応することができなかったことが指摘されている。

EU では、「廃棄物枠組み指令」を補足するものとして、特定廃棄物 (乾電池、容器包装材、PCB 等) に係る要求事項を規定する内容の「有害廃棄物指令 (Hazardous Waste Directive, HWD)」が 1991 年に策定された。上記期間における EU 政策は、廃棄物ヒエラルキー (waste hierarchy) の概念に基づいている。これは 1975 年の「廃棄物枠組み指令」により導入されたもので、1989 年の「廃棄物に関する地域戦略 (Community Strategy for Waste Management)」の中で導入された。廃棄物ヒエラルキー¹では、以下に示すようにその環境影響に基づいて、「最高」(No. 1) から「最低」(No. 5) までにランク付けされている。

1. まず第一に廃棄物の排出を防ぐ。
2. 製品を再生利用する。
3. 物質を回収、あるいはコンポストする。

¹ 「Questions and Answers on the Thematic Strategy on the prevention and recycling of waste (2005) Brussels memo」より：
<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/05/496&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

4. 焼却によりエネルギーを回収する。
5. 埋立て処分する。

一般的に、初期における EU の廃棄物・資源循環政策は主に処理・処分を焦点としてきており、過去の国内戦略は複雑で、主要問題に対処するには不適切であると認識されていた。一方、今日の規制は、より全体論的であり、製品のサプライチェーン全体における持続的アプローチの推奨を通しての処理・処分を対象としている。以下に示すように「廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する戦略」及び「持続可能な天然資源利用に関する戦略」が EU レベルの法規として、2005 年に新たに制定されている。

- 欧州委員会 (2005) 「資源の持続的利用を進める：廃棄物の排出抑制・再生利用に関する戦略 (Taking sustainable uses of resources forward: A Thematic Strategy on the prevention and recycling of waste) 」
- 欧州委員会 (2005) 「持続可能な天然資源利用に関する戦略 (Thematic Strategy on the sustainable use of natural resources) 」

これらの戦略のテーマは、「第 6 次環境行動プログラム (The 6th Environmental Action Plan, EAP) 2002-2012 」において重要分野として挙げられているものである。尚、以下に示すように 7 戦略のうち 2 つは廃棄物・資源に関するものである。

- 大気汚染
- 廃棄物の排出抑制およびリサイクル
- 持続可能な資源利用
- 海洋環境
- 土壌の管理及び保全
- 都市環境の改善
- 持続可能な農業利用

特に廃棄物・リサイクルにかかる戦略については、今後の日本における関連政策の立案の際に参考となるものと考えられる。理由としては、これらの戦略は EU 各国に対する戦略であり、文化、政治、歴史背景等が異なるものの、日本が主体的に検討している 3R イニシアティブなどの東アジア地域における連携にかかる枠組みを検討する際に有用であるためである。「廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する戦略」及び「持続可能な天然資源利用に関する戦略」の内容については次のセクション以降で取り上げる。

2.2.2. 廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する戦略

EU 政策が本来、廃棄物の処理・処分に焦点を絞っていた一方、「廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する戦略」は以下に示すように、これまでの政策を見直すとともに、ライフサイクル思考の導入等の新たな考えを打ち出しているのが特徴的である。

- 既存廃棄物法規の簡略化
- クリーナー・テクノロジー及びライフサイクル思考の導入により、産業廃棄物削減を促進
- 有害廃棄物の定義
- 市場措置を導入

上記目標において、EU は廃棄物の排出抑制を政策の焦点に置いている。これは、過去の政策からの飛躍的な変化を示すものである。

以下に本戦略の概要を示す。

はじめに

廃棄物はヨーロッパにとって、環境面、社会面及び経済面における挑戦の対象と考えている。環境保全型の廃棄物処理を行うことにより得られる成果として売上高、雇用創出効果、資源回収効果を挙げている。また、環境面への効果としては、汚染埋立地の浄化、有害物質処理技術の開発等を挙げている。

一方、これまでの政策における問題点として以下の点を挙げている。

- 廃棄物の排出量は増加を続け、法規がうまく施行されていない。
- 法律の内容が国家間で大きく異なる。
- 資源利用に伴う環境影響についての知識が廃棄物政策に十分反映されていない。
- 廃棄物は、非効率的な資源利用により発生し、環境汚染及びそれに伴う経済損失が発生している。
- EU の廃棄物関連の法律に不明瞭な点が多いため、関連当局や廃棄物を取扱う産業の間に混乱を与え、必要な投資を妨げる場合もある。

このため第6次環境行動プログラム（Environmental Action Programme: EAP）の規定にある通り、本戦略は、EU の廃棄物管理改善へ向けての方針・骨組みを示すものと位置付けられている。

以上のように EU は域内において政策の不徹底による問題を認識し、その是正に向け動いていると考えられる。

現状

本戦略を支える法的枠組みを以下に示す。

- 「廃棄物枠組み指令 (Waste Framework Directive)」
- 「有害廃棄物指令 (Hazardous Waste Directive)」
- 「廃棄物輸送法 (Waste Shipment Regulation)」等の廃棄物管理に係る総合的法規
- 「埋立て・焼却指令 (Landfill and Incineration Directives)」等の廃棄物処理・処分に係る詳細法規
- 特定廃棄物 (廃油・PCBs/PCTs・電池) を規制する法規
- 再利用・再資源化目標の掲げた法規 (容器包装材、廃自動車 (End-of-Life Vehicles, ELVs)、廃電子機器 (Waste Electrical and Electronic Equipment, WEEE))

以上に示すような法規が制定されているものの、現状 EU では廃棄物発生量が増加し、埋立処分量の削減が達成されていないことが指摘されている。更に今後も都市ごみの発生量の増加の予想、特に新規加盟国 10 カ国の増加率が高いという予想が引用されている。また、廃プラスチックを例として 1990 年から 2002 年にかけて埋立割合は減少しているものの、埋立量そのものは増加していることが指摘されている。

この非持続的な傾向の要因として、以下に示すような政策や法的枠組みの不備等による、廃棄物関連法規の施行面の不具合が挙げられている。

- 施行にかかる問題点
- 不適切に管理された埋立地への廃棄物投棄
- 国際条約に反した有害廃棄物の輸送
- 不明瞭な定義

再利用・再資源化については、個々の廃棄物を対象とした廃棄物政策を通して、容器包装材、廃自動車・電子機器等の発生源分別・再利用の促進を図っているが、問題点として政策が網羅的でないことが指摘されている。

更に処理基準として埋立て、焼却、そして再利用の一部のみならず、再利用施設による環境汚染が問題となる場合がある。このため環境保護のためだけでなく、循環資源の市場性を高めるために基準の制定を検討している。

廃棄物に係る EU 政策の改革目的

本戦略の目標として、「廃棄物の排出抑制及び再利用・再資源化を促進することにより、ヨーロッパ経済の資源効率が改善され、天然資源の利用に伴う環境汚染が軽減する。この結果、資源基盤及び経済成長を維持する。」ことを明記している。このように、ヨーロッパ経済の成長維持のために、廃棄物の排出抑制及び再利用等による環境汚染の軽減を目指していることが分かる。

長期目標としては、EU において循環型社会（Recycling Society）を構築し高度な基準を設けることにより、域内市場における資源循環を促進することを目指している。

行動

経済面、環境面において効率の高い循環型社会構築のために、以下に示すような既存の法的枠組みの変革を目指している。

- 既存法規の完全施行を改めて強調

廃棄物管理委員会（Waste Management Committee）を、情報交換或いは課題を議論する場として利用し、全加盟国間の均一な法規施行に向けた法的措置を行う。

- 既存法規の簡易化・改革

- 環境保護レベルを維持しながら、行政負担を軽減するために、既存法規を簡易化・改革
- 廃棄物枠組み指令（Waste Framework Directive）と有害廃棄物指令（Hazardous Waste Directives）を融合
- 廃油指令（Waste Oils Directive）を廃止し、廃油の回収に関する条項を廃棄物枠組み指令へ移行
- 二酸化チタン産業からの廃棄物に係る 3 つの指令を合併整理する提案書を作成
- 廃棄物指令のレビュー（廃車に係る指令、廃電子機器に係る指令、廃棄物用語システム）
- 本戦略により提案された共通基準施行後、資源循環推進のための廃棄物の輸送に係る簡易規制の構築に着手

- 廃棄物政策へのライフサイクル思考の導入

資源に起因する環境影響が利用段階に発生していることから、資源のライフサイクルの全段階を考慮に入れることを認識している。

- より高度な廃棄物の排出抑制政策の推進

廃棄物排出抑制プログラムの構築を加盟国に義務付ける。

- 資源循環に係る共通基準の構築

資源循環の域内市場が適切に機能するよう、資源循環・循環資源に関する共通の最低基準を設ける。

- EU 廃棄物政策の更なる改善

加盟諸国は、長期にわたる実行可能性について詳細に分析する。廃棄物管理委員会を通して、より多くの経済手法を活用し、経験や知識を交換することを奨励する。

以上のように法制度面では既存法規の各国での均一的な施行を図ると共に、必要に応じて既存法規の簡略化を目指している。また、政策の徹底を図るために各国の排出抑制プログラムの義務付け、資源循環にかかる共通基準の設定、更に目標達成のための手法として廃棄物政策へのライフサイクル思考の導入を試みようとしている。

提案された変更に伴う影響

本戦略実施による効果については以下のように挙げられている。

- 主要な利益・効果

- 廃棄物政策が環境影響をより考慮することにより、その効果及び費用効率が高まる。
- 廃棄物管理活動の規制環境が改善され、廃棄物の再利用・再資源化に係るコスト及び障害が削減する。
- 廃棄物排出抑制政策が国家レベルで導入され、廃棄物発生源のできる限り近くで対策が実行される。
- 廃棄物の再資源化が増え、廃棄物処分からの公害発生が軽減され、温暖化ガスの排出削減などの環境効果が得られる。

- 上記の効果の定量化の結果として、

- 都市ゴミを埋立てからコンポスト、再利用、及びエネルギー利用へと移行することにより、年間 40 万～100 万トン-CO₂ 以上の温室効果ガス排出削減に繋がる。
- 廃棄物の定義を明確にすることにより、廃棄物法規に係る管理費が削減される。
- 雇用機会の増加：廃棄物 1 万トンを焼却すると想定した場合、20 から 40 の雇用機会が提供され、埋立処分の場合には 10 の雇用機会にとどまる。しかしながら、再利用の場合には 250 の雇用機会を提供する効果が得られる。ただし、一次原料の採掘・製造に伴う雇用機会は軽減する。

以上のように対策による効果として、「温室効果ガス削減」「廃棄物管理コスト低減」「雇用機会の拡大」を挙げている。

国際情勢

国際情勢として大きく分けて以下の2つの動きに整理している。

- 廃棄物管理システムが整備されていない国：廃棄物管理の実践的改善（特に都市ゴミ埋立て、有害廃棄物の管理）
- 廃棄物管理システムが既に整備されている国：廃棄物の排出抑制及び再利用の推進

また、国際的な取り組みの紹介として以下に示すように米国、中国とともに日本の3R政策等が本戦略の中で紹介されている。

- 日本は、「3R 政策：リデュース・リユース・リサイクル」のもとに、廃棄物やその他の持続的生産・消費に係る多くの法規をもつ。日本は都市ゴミの24%の再利用、及び最終処分される廃棄物量の半減を目標としている。また、多くの再利用法規も制定されており、これにはEUの関連指令（包装、WEEE及びELV）と同様のものとそうでないもの（建設資材・食品）が含まれる。
- 米国では連邦及び州レベルで政策が決定されている。連邦政府は都市ゴミの35%の再利用を長期的に目指し、様々なボランティア・プログラムを通して支援している。また、廃棄物の埋立てを制限し、再利用を推進する州法規（包装及びWEEEについてEU再利用指令と類似するものもある）を独自に制定している州もある。
- 中国も多くの廃棄物管理に関する法規を制定している。特に循環型経済の推進を目標に掲げており、現在中期・長期計画を構築中である。また、中国における再利用可能物質の需要は高く、この傾向は将来より強まると予想される。

モニタリング・評価

本戦略において以下を通して継続的にモニタリングされることが示されている。

- 埋立、再利用に係る統計の改善
- 環境影響及び影響指標についての知識基盤の強化
- 国家廃棄物政策の評価
- 加盟諸国の施行状況報告書の分析
- 継続的なステークホルダーとのコンサルテーション

このようなモニタリング・評価にかかる指標及び手法については先進的な取り組みになると想定されるため、今後も動向に留意する必要があると考えられる。

レビュープロセス

第 6 次環境行動プログラムの最終評価の一環として、本戦略の目標達成状況、特に廃棄物抑制政策、廃棄物管理へのライフサイクル思考の取り込み、欧州循環型社会の実現について 2010 年に審査することが予定されている。

2.2.3. 持続可能な天然資源利用に関する戦略

「持続可能な天然資源利用に関する戦略」は公共政策の策定時に資源利用による環境影響を考慮するための詳細な枠組みを設定するものである。本戦略の目的は経済発展を進める中で、資源の利用に伴う環境への影響を軽減することにある。資源利用による環境影響へ焦点を当てることは EU の持続可能な発展を実現する上で重要な要素になると考えられており、本戦略により目的達成のための政策の枠組みを構築することを目的としている。本戦略の方針は以下に示すように「更なる価値の向上、更なる影響の低減、より良い代替案の選択 (more value – less impact – better alternatives)」にある。

- 更なる価値の向上：資源使用量を削減しつつ、更なる価値向上を行う（資源生産性の向上）。
- 更なる影響の低減：利用する資源の包括的な環境影響を低減する（環境効率の向上）。
- より良い代替案の選択：クリーナーユース (cleaner use) が達成できない場合には、より良い代替案により現在利用する資源を代用する。

以下に本戦略の概要を示す。

はじめに

本戦略の背景として、「EU はヨーロッパ外から持ち込まれる資源に大いに依存しており、また EU やその他の経済圏における資源利用に伴う環境影響は地球規模に及ぶ。」こと、加えて「開発途上国の経済発展による資源利用の増加に伴う環境負荷の増加」が挙げられている。

このような状況を回避するために、持続的な資源利用を踏まえた協調的アプローチをとり、ヨーロッパ及び世界全体での環境・経済効果を図ることを目指しており、持続可能な生産・消費が長期的繁栄の条件と認識している。

2005年のEUの「成長・雇用戦略（Strategy for Growth and Job）」においても天然資源の持続的利用を優先事項として定めており、この戦略においてEUが世界経済の中で先導を取るよう求めている。

欧州環境政策と資源利用／問題点及び対策

急激に高まる需要と供給間の障害により、深刻な経済・環境問題が発生する可能性が懸念されている。更に、生産量の増加がこれまでの取り組みによる改善の効果をしのご、現行政策ではヨーロッパにおいても地球全体でも、本質的に持続不可能な現在の傾向を逆転させることができていないとの認識をもっている。

このため本戦略では、環境政策が公害・廃棄物の域を越えなければならないと考え、物質・エネルギーの使用に伴うライフサイクルを通しての環境影響を特定し、それぞれの重要性を決定する手段の構築が必要であると認識している。

試練に向かう

本戦略の目的を達成するために以下のような行動が本戦略に提示されている。

- ヨーロッパの資源利用とそれに伴う環境影響、EU及び地球全体におけるこれらの重大性について理解を深める。
- EU、加盟諸国、経済セクターの中での進行状況をモニタリング・報告するツールを開発する。
- 経済セクター及び加盟諸国内における戦略アプローチの適用を助長し、関連計画・プログラムの構築を促す。
- 資源利用に伴う環境影響について、ステークホルダーや市民を啓蒙する。

環境以外の政策分野においても、資源利用のライフサイクルを通しての環境影響を把握することによって、あらゆるレベル（EU、国家、地方）で政策決定の重点事項を特定することとしている。

本戦略は25年という長期間を想定している。このため様々なレベルの様々な関係者による協力体制を作り、資源利用の局面を強化し、新イニシアチブを構築することによって、資源利用に伴うライフサイクルの影響を政策決定に反映することを目指している。

尚、現在の知識や指標の開発状況は、成長経済の中で環境影響の削減目標を達成するに十分ではないので、初期段階には第6次環境行動プログラムのような「資源効率及び資源の利用削減」に係る定量目標を掲げないこととしている。しかし、本戦略はこれを今後5～10年かけて達成するような漸次工程を提示している。

本戦略においても「廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する戦略」と同様に「ライフサイクルの影響」が政策決定におけるポイントの一つとしてあげている。

現行政策枠組みの活用

環境政策に係る総合的アプローチ、環境媒体（大気、水、土壌）同士の関連、持続的な資源利用を配慮した横断的な環境政策の構築について注目がおかれている。

新イニシアチブ

- 知識基盤の構築（政策決定者のためのデータセンター）

現在、汚染の拡散と資源利用の間の複雑な因果関係について情報が不足している場合があり、また情報が政策決定者により容易に活用できる形態となっていないとの認識がある。このため、全関連情報を集結・分析し、政策決定者へ必要情報を提供する「情報ハブ」としての天然資源データセンターの設立を検討することとしている。

- 進行状況の評価（指標の開発）

戦略目標を達成するためには、進行状況を的確に測り、情報が政策決定者や市民に公表することが必要であると考えられている。このため 2008 年までに、環境会計、物質循環会計、ライフサイクルインベントリー等の既に行われている様々な分析結果を基に、以下の指標を開発することを目指している。

- 天然資源の利用の効率・生産性を測る指標
- 資源利用に伴う環境影響の削減状況を評価する資源別の指標
- EU による資源利用に伴う生態影響の削減状況を測る総合指標

-内部措置（加盟国及びハイレベルフォーラム）

本戦略の施行措置の多くを国家レベルで実行されるのが望ましいものと考えられており、加盟諸国は、国民の認識を高めるための教育・訓練や消費者政策作成の義務を課せられている。

委員会は各加盟国に対し、資源の持続的利用について、最も環境影響の高い資源を焦点とした国内措置・プログラムを構築するよう提案している。

-地球的措施（天然資源の持続的使用に係る国際パネル）

本戦略においては、以下の責務を担う天然資源の持続的使用に係る国際パネルを、UNEP やその他の国際機関（UNIDO、IEA 等）と共同で設立するよう提案している。

- 天然資源の利用に伴う地球規模の環境影響について、経済・社会影響も考慮しながら、委員会に対して独立的な助言を行う。
- 知識基盤の構築やモニタリングに貢献する。

- EU 域外から採取・輸送される物質・製品について、社会・環境影響を踏まえた品質基準も含む持続可能性にかかる基準を開発する。
- 天然資源の利用及び資源管理政策の評価能力を強化するに当たって発展途上国を支援する。
- 地球規模での天然資源利用に付随する環境影響について助言する。

情報の共有化については国境を越えた循環資源の移動の際に重要なポイントとなるが、法制度及びルールの内容、あるいはリサイクル業者の情報ではなく、政策決定のためのデータセンターの設立を検討していることに着目が必要であると考えられる。また、「廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する戦略」で記述したように評価にかかる指標開発についても今後の取り組みに注意が必要である。

予測影響・結果

本戦略の実施により、資源利用の環境効率が改善され、より持続可能な生産・消費形態への移行を促すことを目指している。これにより、事業者間の競争率が高まり、経済に好影響を与え、また政策決定者に対しては、より多くの情報に基づいた政策オプションの選択を可能とし、進行状況を測る手段（指標、データ）を提供することを考えている。

レビュープロセス

本戦略の目的達成について 2010 年及びその後 5 年おきに審査し、審査結果を第 6 次環境行動プログラムの最終評価に盛り込む予定としている。

2.2.4. EU 政策における新たな取り組み

第 1 章で記載したように将来の EU 政策の動向は、競争力、エネルギー及び環境に関するハイレベル・グループ (HLG)² の設立より窺い知ることができる。HLG の主要目的は、産業・エネルギーセクター及び環境政策間の関連性を調査することである。これは、全ての政策は環境へ影響を持つため、総合的に考慮するという統合化を視野に入れたものである。

この HLG の設立により、EU は産業競争性を高めるために EU の資源政策を修正する意向があることが推察される。しかしながら、HLG は 2006 年 2 月になって初めて会合を開いたばかりであり、炭素排出権取引とエネルギー効率を最優先に掲げられており、資源循環政策等に関するイニシアチブなどは策定されていないが、今後の取り組みについては注意が必要であると思われる。

² EU プレス・リリースより：
<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/226&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

2.2.5. 貿易にかかる制約

廃棄物の移動に係る EU の法規は非常に厳格であり、各加盟国の個々の政策にも多大な影響を与える。最初に施行された法規は、廃棄物の輸送・輸入・輸出を取り扱う 1993 年の「廃棄物の輸送に係る指令」(Directive on the Shipment of Waste) である。本指令は、バーゼル条約及び OECD 決定を施行するものであり、一般的に、EU から開発途上国への有害廃棄物の輸出が非常に困難であることを示している。廃棄物の輸送に係る付随法規としては以下を含むものである。

- 評議会決定 93/98/EEC – 有害廃棄物の越境移動及び処分を規制するバーゼル条約の採択について公式化するもの
- 委員会規定 (EC) No.1547/1999 – 特定廃棄物の輸送について対象国を決定するもの

上述の両法規は 主要な政策枠組みとして機能する上記の「廃棄物の輸送に係る指令」(Directive on the Shipment of Waste) を補完する位置付けとなっている。当指令は廃棄物の輸送、輸出入を対象とするものであり、特に以下の事項につき取扱っている。

- 定義、関連規則
- 加盟国間及び加盟国内における輸送に係るプロセスの概観 (必要となる文書)
- 回収目的の廃棄物を含む廃棄物の輸出にかかる情報
- 処分目的及び回収目的の廃棄物の輸入にかかる情報
- 処分目的での共同体内あるいは共同体外からの廃棄物の通過、回収目的での共同体外からの廃棄物の移動にかかる情報
- その他の規定、国際的な移動にかかる条約

2.2.6. EU ケーススタディー 1 : イギリス

EU は 1975 年に枠組みを策定したが、これが環境保護法 (Environmental Protection Act, EPA) ³として英国国内の政策アジェンダの中に置き換えられたのは 1990 年になってからである。これは、資源効率及び持続性を促進するために生産者の責任を高める 1995 年の「環境法」(Environment Act) として改定された。これにも関わらず、欧州裁判所は 1999 年に、英国は「廃棄物枠組み指令」を効果的に施行しておらず、英国国内の「廃棄物管理枠組み」も策定していないと裁定した。それまでの英国政策は、EU の政策と同様に、主に処理・処分を焦点としていたものである。

現行の英国法規については以下の主要な文書がある。

³ http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1990/Ukpga_19900043_en_1.htm

- 「イングランド及びウェールズ廃棄物戦略」(Waste Strategy for England and Wales) (Department for Environment, Food and Rural Affairs) : 環境・食料・農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs) (2000)

本文書は、以下に示す EU 政策を遵守するために、イングランド及びウェールズにおける廃棄物管理計画の新枠組みを策定しているものである。

- 「有害廃棄物指令」(Directive on Hazardous Waste) : 欧州議会及び欧州閣僚理事会 (1991)
- 「容器包装廃棄物指令」(Packaging Waste Directive) : 欧州議会及び欧州閣僚理事会 (1994)
- 「廃棄物の埋立てに係る指令」(Directive on the Landfill of Wastes) : 欧州議会及び欧州閣僚理事会 (1999)

2000 年の「廃棄物戦略」は英国の廃棄物・資源循環政策の集約化を促進し、国内法規の権限を強化した。尚、EU の方針に従い、政府はより高度な規制メカニズムを採択している。英国政策の特徴は、埋立て税 (すべての不活性廃棄物につき、£2/tonne、その他の全廃棄物につき £15/tonne) 等の市場措置を採用したことである。これにより処分費用が増加し、利用者を資源循環へと誘導するインセンティブとなった。

2000 年の廃棄物戦略は現在討議中であり、改訂版の全詳細はまだ発表されていない。しかし、2006 年の「イングランド廃棄物戦略のレビューに係る評議資料」(Consultation Document on the Review of England's Waste Strategy)⁴によれば、下記のような新目標が掲げられている。

- より高い再生利用・コンポスト目標 (都市ゴミ再生利用目標 : 2010 年までに 53%、2020 年までに 75%)
- 埋立て目標 : 2010 年までに 37% (2002 年目標は 53%)⁵
- 規制システムを簡略化 (例えば、事業者への行政負担を軽減)
- 生産者の責任を拡大し、自発的協定を求める (容器包装廃棄物指令等)
- クリーナー・テクノロジーに繋がるエコ・デザインの推奨

⁴ Consultation Document on the Review of England's Waste Strategy (2006) Department for Environment, Food and Rural Affairs.

⁵ 商業・産業廃棄物に関連する。

英国には、EUの「廃棄物輸送に係る指令」(Directive on the Shipment of Waste)を完全に施行する1994年の「廃棄物の越境輸送規制」(Transfrontier Shipment of Waste Regulation, TSWR)が制定されている。これは、正しい廃棄物輸送を実行するに当たっての違反及び罰則を規定している。また、廃棄物の輸送を管轄する組織・当局を整備している。

TSWRの上位にはさらに、環境・食料・農村地域省(Department for Environment, Food and Rural Affairs)が1996年に策定した「廃棄物の輸出入のための英国管理計画」(UK Management Plan for Exports and Imports of Waste)が存在する。当計画は、特にバーゼル条約に関連して、英国の国際的な責任を規定するものである。

当計画における主要な目的を以下に示す。

- 環境及び人間の健康に対して高レベルでの保護を確保する。
- 処分目的の廃棄物の越境移動を最小限に抑える。
- 再生利用の優先性、自国内処理、処分の近接性にかかる原則を実行する。
- イギリスが関与する廃棄物の越境移動に対して環境に優しい方法での管理を行う。
- 廃棄物ヒエラルキーの上位を目指し、最終的には廃棄物発生量の削減を行う。

更にイギリスでは廃棄物の越境移動にかかる規制が幾つか作成されている。

- 最終処分目的での輸出に関する規制：処分目的での有害廃棄物及びその他の廃棄物の輸出を禁止している。
- 回収目的での輸出に関する規制：再生利用目的での有害廃棄物及びその他の廃棄物の輸出を規制している。
- 最終処分目的での輸入に関する規制：有害廃棄物及びその他の廃棄物の輸入を規制している。発生国において環境に配慮した方法による処分が出来ない場合、あるいは発生国との近接性が確保されるような場合を除いて、処分目的での輸入は行えない。

2.2.7. EU ケーススタディー 2：ドイツ

ドイツにおいて廃棄物に特定して策定された最初の法規は、1972年の「廃棄物処理法」(Waste Disposal Act)である。本法は、廃棄物の処理を管理型埋立場へ移行するように推し進めるものであった。また、ドイツにて統合的な廃棄物管理に関する戦略を最初に提唱したのは、1986年の「廃棄物回避・管理法」(Waste Avoidance and Management Act)である。本法は排出源における廃棄物発生を回避し、生産者責任の概念を導入するものであった。更に、これを受けて1991年の「容器包装材条例」(Packaging Ordinance)が策定され、容器包装材の製造者及び流通者が責任を持って廃棄物を再生利用するよう求めたものである。

英国とは対比的に、ドイツは廃棄物戦略の一環として市場措置を採用していない。例えば 1990 年代初期にドイツ政府は、廃棄物発生を回避し、再生利用を広めるためのインセンティブを創り出す「廃棄物料金法」(Waste Charge Act)を策定しようと試みたが、産業セクターからの強い反発に会い、政府はこの策定を却下している。従って、ドイツ政府は市場措置の利用を避け、代わりに廃棄物管理のための規制アプローチ拡大を図っている。これは、以下の法規において規定されている。

- 「物質循環・廃棄物管理法」(Closed Substance Cycle and Waste Management Act) : 環境・自然保護・原子力安全省 (Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety) (1996)

本法は、環境上適正な廃棄物処理を保証することを目指しており、回避・資源循環・処理の原則に基づいている。これを受けて、乾電池、廃油、有機系廃棄物、フロン類等を対象とした個別条例も制定されている。

廃棄物の取引・輸送に係る政策は EU レベルで策定されている。例えば、1993 年の「廃棄物輸送に係る指令」(Directive on the Shipment of Waste)は直接適用されている。

2.3. アメリカ合衆国

2.3.1. 政策及び戦略

米国の廃棄物に関する主要法規は以下のものである。

- 「資源回収保全法」(Resource Conservation and Recovery Act, RCRA) : 米国環境保護庁(1976)

本法は、本来の 1965 年の「固形廃棄物処分法」(Solid Waste Disposal Act)にとって代わったものであり、1980 年及び 1984 年に、廃棄物保管施設を規制するための「有害・固形廃棄物改定法」(Hazardous and Solid Waste Amendment Act)の追加という形で修正されている。RCRA は、国内におけるスクラップ及び廃棄物量が増加の一途にあり、対策を取るべきであるとを認識するものである。よって、責任の所在は州レベルであるが、廃棄物処分問題は国家レベルで対処されるべきものであるとしている。従って、RCRA の目的は、州の開発計画を経済的・技術的に支援し、投棄埋立を禁止し、排出源にて廃棄物に対処することにある。

上述の通り、政策は主として州レベルで策定されているため、政策・戦略を評価するためには州条例を参照する必要がある。例としてニュージャージー州の政策は以下に基づいている。

- 「州固形廃棄物管理計画」(State Wide Solid Waste Management Plan) : ニュージャージー環境局 (New Jersey Department of Environment) (2006)

本計画は、州内固形廃棄物の回収・輸送・処分に係る枠組みとして機能する。政策は、固形廃棄物のリサイクル率 50% を目標として策定されている。これを達成するために、本計画は廃棄物削減及びリサイクル推進のための経済支援を提供するものである。これは、廃棄物について、その発生源で対処しようとするものであり、国家政策と同じ方針をもつ。

もう1つの例はワシントン州の以下の計画である。

- 「ワシントン州固形廃棄物管理計画」(Washington State Solid Waste Management Plan, WSSWMP) : 環境局 (Department of Ecology) (1991)
- 「ワシントン州有害廃棄物管理計画」(Washington State Hazardous Waste Management Plan) : 環境局 (Department of Ecology) (1992)

上述の両計画は、廃棄物管理方法として優先されるヒエラルキーを示し、特に埋立ての回避を推奨している。WSSWMP は特に、固形廃棄物の取扱いに係る責任を地域政府に託し、廃棄物削減及び再生利用プログラムを推進している。

2.3.2. 貿易にかかる制約

米国はバーゼル条約に調印はしたが、批准はしていないため、バーゼル条約批准国と取引を行うためには、別途協定を必要とする。米国は多くの二国間・多国間協定を締結しており、これは第3章において概説している。廃棄物の移動規制に係る詳細については、上述のとおり、RCRA に規定されている⁶。

2.4. オーストラリア

2.4.1. 政策及び戦略

オーストラリア政府は古くから、廃棄物の回収・処分に努めているが、最近は特により統合的な廃棄物管理計画へと向かう傾向にある。これは、1992年にオーストラリア・ニュージーランド環境保全評議会 (Australia and New Zealand Environment and Conservation Council, ANZECC) により採択された「特定廃棄物管理に係る国家戦略」 (National Strategy for the Management of Scheduled Waste) にも明らかである。本戦略は、廃棄物削減は隣接州同士の協力により効果的に達成される、という認識を示している。ANZECC 戦略は、特定廃棄物を排出しない生産工程を推進し、また、個人や産業界が排出した自らの廃棄物の貯蔵・管理・処分にに関する要求事項を定めることを目指している。

廃棄物政策は州・地方政府を通して明示されるものであり、以下を特徴とする。

- 消費量の削減が埋立て等の廃棄物処理より優先される廃棄物ヒエラルキーの起用

⁶<http://www.epa.gov/compliance/resources/publications/monitoring/programs/importexport/trade.pdf>

- 廃棄物の埋立てがゼロというような段階へ移行するための埋立て目標設定 (ANZECC 戦略は削減目標を 50%として掲げている)

ニューサウスウェールズ州を例にとると、2001 年の廃棄物管理は、「廃棄物回避・資源回収法」(Waste Avoidance and Resource Recovery Act)を通して講じられている。本法は特に、生産者責任の重要性を強調し、生産者及びサプライヤーに対し、それぞれの製品についての責任を託している。本法は産業に対し、製品がもたらす環境影響を削減するための自発的行動をとるよう推進している。ニューサウスウェールズ州における生産者責任については、特定産業エリア(廃自動車及び廃テレビを含む)を規定する「2005-2006 拡大生産者責任優先宣言」(Extended Producer Responsibility Priority Statement)の中でさらに強調されている。

ビクトリア州には、1970 年の「環境保護法」(Environment Protection Act)が制定されている。これは非常に前向きな法規であり、当時環境について総合的に取り組む数少ない法規の 1 つであった。その後本法は、潮流に合わせて修正されつづけ、最近では 2002 年に「環境保護(資源効率)法」(Environment Protection (Resource Efficiency) Act)が改定されている。この改訂の特徴は、オーストラリアの政策及び国際的な政策の流れに従い、生産者責任、廃棄物ヒエラルキー、及び施行強化を追加したことである。

2.4.2. 貿易にかかる制約

廃棄物の輸出入規制については、環境・自然・文化遺産省の 1989 年の「有害廃棄物(輸出入規制)法」(Hazardous Waste (Regulation of Exports and Imports) Act)の対象となる。本法は、オーストラリアのバーゼル条約批准に従って、1996 年に修正され、必要とされる許可条件を設定した。政府は例外を除いて、最終処分目的の廃棄物の輸出を禁止している。

2.5. 中国

2.5.1. 政策及び戦略

循環型経済

中国政府は全面的な経済成長というよりも、バランスの取れた経済開発を推し進め始めている⁷。中国の産業は大量の原料を二次原料にも依存しており、資源循環の必要性は認知されてきている。

中国では近年の急速な経済発展による弊害を懸念して、影響を防止、是正すべく「循環型経済」への移行が提唱されはじめている。循環型経済とは大量生産、大量消費、大量廃棄という成長モデルを脱却し、資源の効率的な利用、循環利用を重視するものである。循環型経済の考え方として以下の 3 つの循環を考えている。

⁷ The Economist, August 19th 2004. 'China's environment – a great wall of waste'

- 大循環（社会レベル）：グリーン消費を推進。廃棄物の分別を確立。産業間の循環による循環型社会構築。
- 中循環（地域レベル）：企業間の共生関係構築による、地域レベルでのゼロエミッションの実現。
- 小循環（企業レベル）：製品及びサービスにおける物質、エネルギーの利用を抑制。

2005年には国家発展改革委員会により循環型経済発展のための基本戦略が策定されている。本戦略では以下の3段階のフェーズに分けて循環型経済への移行が目指されている。

<フェーズ1：2005年～2010年>

法体制、政策支援システム、技術革新システム等の構築

<フェーズ2：2011年～2020年>

経済・社会システムの構築

循環型社会を管理するためのシステム作り

<フェーズ3：2021年～2050年>

循環型社会の全面的な構築

法制度

中国の廃棄物・再生利用に係る政策・法規を制定する機関は、国家環境保護総局（State Environmental Protection Agency, SEPA）である。しかし、SEPAは資源不足や、建設省など他局からの影響により、効果的に機能していないとの批判が挙げられている⁸。

国家環境保護総局は廃棄物管理、資源循環にかかる取組みを行っているが、廃棄物管理に重点をおいているのが現状である。問題解決に向けて以下のような取組みが行われている。

- 関連する法律、規則、基準の制定
- 廃棄物管理センターの建設
- 医療廃棄物に対する環境管理
- 輸入廃棄物に対する管理
- 国際条約の実行

⁸ The Economist, August 19th 2004. 'China's environment – a great wall of waste'

将来的な戦略は、2002年の「中華人民共和国クリーンプロダクション促進法」(Law of the People's Republic of China on the Promotion of Clean Production)として提示されている。本法は、経済・社会の持続的な発展を促進しながら、再生利用率を高めるための法的根拠を示すものである。

「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」(Law of the People's Republic of China on Prevention and Control of Pollution by Solid Wastes)は2004年に改正された。本法は、国際的潮流に従って、生産者責任を固形廃棄物管理にまで拡大し、資源循環型社会推進のための中央政府の責任及びポリシーを明記している。

以上の他、以下に示すような取り組みも行われている。

- 地域レベルでの循環経済の試行、実践の推進
- 循環経済形成にかかる研究
- 国際的な協調活動の調査
- 科学技術分野における専門家の育成

中国版 RoHS 指令の制定

中国は2006年2月に中国版 RoHS 指令⁹とも言われている「電子情報製品汚染制御管理弁法」を公表した。これにより同法は2007年3月1日より施行されることになっている。同法とEUのRoHS指令との相違については、同法ではいわゆる白物家電を規制対象から除外すること、対象化学物質をEUの6化学物質以外についても追加することが検討されていること等である。

2.5.2. 貿易にかかる制約

廃棄物取引に関する現行の中国政策は、以下に基づいている。

- 「廃棄物輸入環境保護管理暫行規定(1996年)」(Provisional Regulations on Environmental Protection in Cases of Waste Importation)

上記規定は、中国への廃棄物の不法輸入について規制するものである。急速な経済発展のために海外のスクラップは重要な供給源として認識されているものの、スクラップ等の輸入にかかるトラブルも過去に発生している。このため政府は、中国が海外からの廃棄物の投棄場となっているようなイメージの払拭に努めており、規定の中には不法投棄を防ぐための厳重な罰則等が含まれる。中国は原料として使用可能な固形廃棄物の輸入に慎重で

⁹ RoHS : Restricting the Use of Hazardous Substances の略。EUが2006年7月1日より施行する電気/電子機器の有害化学物質の含有を禁止するもの。

あり、製造セクターの高まる需要を満たすために、二次資源の利用を開始している。全体として、「ベースメタル及び廃ベースメタル製品」等、輸入を許可される 10 の廃棄物分類が規定されている。

また、中国へのスクラップ輸出を行う中国国外の業者は以下の規定に基づき登録を求める規定を定めている。

- 「国家質量監督輸入スクラップ原料の海外供給企業登録（制度）実施細則（2004年5月発表）」

当細則は国家質検総局が輸入スクラップ原料の中国国外における供給企業（中国への輸出業者）に対する登録の管理を強化するためのものである。当細則は輸入スクラップ原料の国外輸出企業の申請登録管理に適用している。

当細則は申請登録の海外企業の必要条件や海外企業は国家質検総局に申請の際、提出する必要のある書類などを規定している。登録審査にあたって中国へのスクラップ輸出業者は、次の6条件をクリアしなければならない。

- 輸出国の法規を遵守していること。
- 一定の事業規模を有し、事務所及び現場施設を有していること。
- 中国の環境保護・リサイクルに関する規制を熟知し、対応できること。必要な設備等が具備されていること。
- 品質保証システム、あるいは環境管理システムの認証資格を有していること。
- 安定したスクラップ供給源をもち、環境保護管理が出来ること。
- 直近3年間において、安全、衛生、環境面で重大な問題を生じていないこと。

以上の条件をクリアし、更に営業登記簿、品質保証システム等に関する資格証明書、過去3年間に遡っての輸出実績などの書類を提出して、審査を受けることになる。

2.6. 東アジア諸国

東アジア諸国については、特に以下の点について注意が必要である。

- いくつかの国は、未だ廃棄物・再生利用戦略を構築する初期段階にあること。
- 昨今の経済・産業成長に伴い多量の廃棄物の発生が主要問題となり得るため、政策の構築・施行が急を要すること。

以下に東アジア諸国の資源循環政策、廃棄物処理政策等にかかる取り組みの内容を示す。

2.6.1. シンガポール

現在施行されている包括的枠組みは、2002年から2012年を対象とした「シンガポール・グリーン計画」(Singapore Green Plan, SGP)である。本計画は、国家環境政策の核となる分野を提示している。廃棄物管理はそのうちの1つであり、2005年の改定はシンガポールにおける廃棄物発生量の増加に対処するための政策を掲げている。

SGPの目標は以下の通り。

- 廃棄物再生利用率を2012年までに44%から60%へ増加
- 海上埋立処分場の残余年数を延長するとともに、「埋立てゼロ」を目指す
- 焼却依存率を削減(現在は約90%)

SGPは、まず第1に廃棄物発生量を削減するために、発生源における廃棄物の排出削減を目指す。この上で、家庭・産業廃棄物の再生利用を推進し、再生利用製品の市場を構築する。この狙いは、2006年に国家環境局(National Environment Agency)が立ち上げた「廃棄物削減・資源循環プログラム」(Waste Minimization and Recycling Programme)において取組みが規定されている。本プログラムは、資源循環を日々の活動に組み込むための方法を一般市民に教育するものである。

シンガポールにおける有害廃棄物等の輸出入にかかる規制の内容については、1998年の「有害廃棄物(輸出・輸入・通過)法」(Hazardous Waste (Control of Export, Import and Transit) Act)に規定されている。本法は、廃棄物輸送に関する許可申請手続きを規定し、輸出手続を詳述している。これにより、シンガポールはバーゼル条約の要求事項を満たすことになる。本法及びその条項により、バーゼル条約対象の有害廃棄物の輸出・輸入・通過に際しては、許可取得が要求される。

上記の法律による廃棄物の輸出入にかかる規制を以下に示す。

処分目的及び再生利用目的での輸出の規制

- 処分目的及び及び再生利用目的の輸出を規制する。
- 輸出者は輸出を行う前に、公害防止局(Pollution Control Department)よりバーゼル条約に基づく許可証を取得しなければならない。

処分目的及び再生利用目的での輸入の規制

- 廃棄物の処分目的及び再生利用目的での輸入を規制する。
- 処分目的での輸入を許可しない。
- 再生利用目的での有害廃棄物の輸入はケースバイケースで判断される。輸入者は輸入を行う前に、公害防止局(Pollution Control Department)よりバーゼル条約に基づく許可証を取得しなければならない。

通過にかかる規制

- 廃棄物の通過について規制する。
- 公害防止局（Pollution Control Department）は輸出者に対してシンガポールを通過する有害廃棄物にかかるバーゼル条約に基づく通過許可取得を求める。

2.6.2. タイ

タイにおけるこれまでの戦略は、大量の廃棄物の回収・処分、特に焼却に重点的に取り組んできた。これは、タイの廃棄物問題の解決策として焼却産業に重点を置いてきた1992年の「国家保全強化法」（Enhancement and Conservation of National Environment Quality Act）にも明らかである。

しかし昨今では、持続性を焦点とした総合的廃棄物管理政策の構築を目指す傾向がある。現行のタイの廃棄物政策は、国家資源環境政策・計画局により策定された「1997-2016 国家環境保全・強化のための政策・将来計画」（Policy and Prospective Plan for Enhancement and Conservation of National Environment Quality）にも明示されている。本計画は、天然資源管理と資源環境保全の統合を目指している。特に重要なことは、本計画が、資源管理に関わる地域当局に権限を与える地方分権化を先導したことである。

2004年3月にタイ政府が策定した「天然資源・環境政策」（Natural Resource and Environment Policy）の中で持続可能性に関する事項が記載されている。この中には、環境上、適正な廃棄物処理システムを導入し、クリーナー・プロダクションを助成する民間セクターの役割を推進する計画を定めている。例えば、「グリーン製造技術支援プログラム」（Green Manufacturing Technical Assistance Program）が、タイ産業に対し、環境に優しい製造・設計を支援する目的で構築されている。

バーゼル条約に基づく越境移動にかかる規制の内容について以下に示す。

処分目的及び生成利用目的での輸出の規制

- 処分目的及び再生利用目的での廃棄物の輸出を規制する。
- 「有害物質法」（Hazardous Substance Act B.E. 2535 (1992)）に基づく規則（Minestral Regulation B.E.2537 (1994)）により有害廃棄物及び有害物質の輸出入等にかかる規制が定められている。
- 自国内で適切な処分を行うことが出来ない場合には、バーゼル条約対象物を輸出するケースがある。

処分目的及び再生利用目的の輸入での規制

- 処分目的及び再生利用目的での廃棄物の輸入を規制する。

通過にかかる規制

- 廃棄物の通過を規制する。
- 規則（Minestral Regulation B.E.2537 (1994)）に定められる内容に準拠する。

2.6.3. マレーシア

マレーシアの廃棄物・リサイクル政策の起源は、1974年の「環境法」（*Environment Quality act*, EQA）である。EQAは主に汚染に関連し、汚染を防止・抑制するための法律である。本法は現在も有効であるが、これは1989年に天然資源・環境省環境局（Department of Environment, Ministry of Natural Resources and Environment）により制定された「環境（特定廃棄物）規定」（*Environmental Quality (Scheduled Wastes) Regulations*）と合わせて関連施策を規定している。

「2001-2010 Third Outline Perspective Plan」の中で、政府は包括的な廃棄物管理政策の将来における採用について述べている¹⁰。しかし、この中ではゴミ焼却が、効率的な廃棄物処分の中心として挙げられている。尚、セクター別政策は未だ構築の初期段階にあるため、詳細情報などは入手できていない。

貿易にかかる制約については、現行の政策が下記資料の中で規定されている。

- 「関税（輸出禁止）令」（*Customs (Prohibition of Export) Order*）：関税・消費税庁（*Royal Customs and Excise Department Malaysia*）（1998）
- 「関税（輸入禁止）令」（*Customs (Prohibition of Import) Order*）：関税・消費税庁（*Royal Customs and Excise Department Malaysia*）（1998）
- 「輸出・輸入・保管ガイドライン」：（*Guidelines on Export, Import and Storage*）環境局（*Department of Environment*）

マレーシアは、バーゼル条約のBAN改正案¹¹を批准しているが、現状輸入禁止措置は実施していない。マレーシアでは1996年に、天然資源環境省（*Ministry of Natural Resources and Environment*）により、処分目的での廃棄物輸出を禁止しているが、回収・再生利用目的で所定廃棄物を適切な施設を保有する国々へ輸出することはケースバイケースで許可されている。より厳しい要求事項の設定により、地方の廃棄物処理施設の支援及び地域での再生利用施設建設の推進が必要な状況にあり、再生利用目的での輸出のための指定業者に関する明瞭な指針を作成する必要性が指摘されている。廃棄物の越境移動にかかる規制について以下に示す。

¹⁰ The Third Outline Perspective Plan 2001-10, Economic Planning Unit (Prime Ministers Department)

¹¹ BAN改正案：1995年の第3回締約国会議で採択、可決。リサイクル目的であっても先進国から途上国への有害廃棄物の国境を越えた移動を禁止するもの。必要な批准国数に達していないため、発効されていない（2006年3月時点）。

処分目的及び再生利用目的の輸出の規制

- 処分目的及び再生利用目的での輸出は規制されている（The Environmental Quality Act, 1996 Section 34B; and the Customs (Prohibition of Export) Order 1993 Amendment 1998）。
- 有害廃棄物が国内の施設で処理可能な場合には、処分目的での輸出は認めない。
- 再生利用目的での有害廃棄物の輸出は回収可能物質の最低基準を定めた「輸出ガイドライン」の対象となる。

処分目的及び再生利用目的の輸入の規制

- 処分目的及び再生利用目的での廃棄物の輸入は規制されている（The Environmental Quality Act, 1996 Section 34B; and the Customs (Prohibition of Export) Order 1993 Amendment 1998）。
- 再生利用目的での輸入については文書による承認が必要になる。

通過にかかる規制

- 廃棄物の通過について規制する。

2.6.4. ベトナム

歴代の憲法の中で環境問題について言及されてきたが、廃棄物問題及び再生利用について対処したのは1994年の「環境保護法」（Law on Environmental Protection, LEP）が最初である。LEPは持続的開発を推進し、特に汚染防止に焦点を置いている。本法は汚染者負担原則（Polluter Pays Principle）を採用しており、汚染を引き起こした個人・組織の責任を追及するものである。また、環境保護法ではBAN改正案と同様の輸入規制を図っているが、輸入されるケースもあり、実態が伴っていないとの指摘もある。

さらに、1999年の「有害廃棄物管理規定」（Regulation on Hazardous Waste Management）は、全廃棄物を処分前に処理する体制を要求している。しかし、LEPの規定・原則は非常に広範であり、廃棄物抑制政策に支障を及ぼすような政策である¹²、との否定的な意見が挙げられている。国連環境計画（UNEP）を通して得られた国連情報も、この見解を支持している。

国連報告書「State of the Environment Vietnam 2001」は、廃棄物、特に固形廃棄物についての政策や将来的方針をいくつか提示しているが、特に以下に概説されるような廃棄物抑制・管理が強調されている。

¹² 地球環境戦略研究機関(www.iges.or.jp)：改革及び戦略的政策オプションに関する研究（Research on Innovative and Strategic Policy Option）

固形廃棄物管理政策: 「強制」ではなく「推奨」するための適切な経済ツールと整合する形で、固形廃棄物の管理政策を構築する。

ベトナムにおける固形廃棄物管理の将来指針: ベトナム政府は、固形廃棄物の長期的開発計画を構築している。

- 都市の固形廃棄物管理のための管理能力を強化
- 道路掃除・清掃サービスの改善；民間セクターを巻き込むことにより、回収効率を改善
- 廃棄物管理作業から利益を得られるような廃棄物回収料金の調整
- 車輛効率を改善するために、適切な場所に中継基地を設置
- 都市にゴミ処理場を投資建設
- 都市ゴミ処理場の環境規定を制定

国際協力: 国際的な経験・慣行・技術を活用する。

- 固形廃棄物に関する情報交換のために、国際協力を推進、関係を構築し、国際的活動に積極的に参加
- 固形廃棄物管理に関して今後包括的に計画するために、固形廃棄物の回収・処理・分析及びデータ保存にかかる体制整備
- 廃棄物管理に係る技術移転、経験・専門家の交換、専門的な訓練・研修への参加機会を構築
- 有害廃棄物の越境移動規制を強化するために、アセアン諸国と協力

処分目的及び再生利用目的での輸出の規制

- 「環境保護法」(Law on Environment Protection, 1993)によりいかなる廃棄物の輸出も禁止されていたが、2005年の同法の改正(2006年7月1日発効)によりこの規制は撤廃されている。
- 以上により廃棄物の輸出禁止措置は2006年7月1日まで有効である。

処分目的及び再生利用目的での輸入の規制

- 廃棄物の輸入は「環境保護法」により禁止されている。
- 処分目的での輸入は禁止されているが、スクラップなど一部の 카테고리 については他国にて洗浄等されていれば輸入が認められる場合がある。

通過にかかる規制

- 環境保護法により廃棄物の通過は禁止されている(廃棄物については同法により定められたものであり、スクラップ金属は含まれない。)。

2.6.5. フィリピン

廃棄物の回収・処分は主に地方・都市政府の任務であり、国家政府は最近まで、廃棄物・再生利用政策について主導権を握っていない。現行の国家法規は以下である。

- 「固形廃棄物管理法」(Ecological Solid Waste Management Act) : 環境・天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources) (2001)

本法は、国内で拡大し続ける固形廃棄物の流れに対処できていない不適切な処分施設について、対策を講じるものである。例えば、廃棄物発生量は 2010 年までに 47%増加すると予想される。従って本法は、投棄埋立から管理型埋立へ移行するための計画表を策定している。また、再生利用の重要性、特にコンポストに焦点を置いて言及している。

2001 年制定の法律は未だ、フィリピンにおける総合的廃棄物政策の初段であり、完全法規の施行にはまだ時間がかかる見通しである。

処分目的での輸出の規制

- 処分目的での廃棄物の輸出を規制している (Republic Act 6969- 1992, Department Administrative Order No.29 – the implementing rules and regulations of RA6969)。

再生利用目的での輸出の規制

- 再生利用目的での廃棄物の輸出を規制している (Republic Act 6969- 1992, DAO No.28 , series of 1994 and 1997)。

処分目的及び再生利用目的での輸入の規制

- 処分目的での輸入を規制している (Republic Act 6969- DA29, 1992)。
- 再生利用目的での輸入を規制している (Republic Act 6969- DA28, series of 1994 and 1997)。

通過にかかる規制

- 廃棄物の通過について規制している。